

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本市は地方税及び保険料の納付管理に関する事務において、事務の一部を外部業者に委託(システム保守業務)しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

## 評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

## 公表日

令和6年12月4日

# 項目一覧

I 基本情報					
II 特定個人情報ファイルの概要					
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目					
III リスク対策					
IV 開示請求、問合せ					
V 評価実施手続					
(別添2) 変更箇所					

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の内容	<p>・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会</p>
③対象人数	<p>[ 10万人以上30万人未満 ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満                      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	収納消込システム
②システムの機能	<p>1. 賦課された情報と納付された情報を管理する。 2. 対象者の納付状況を照会する。 3. 納税義務者(納付義務者)からの申請に基づき証明書(納税証明書等)、納付書を作成する。 4. 期日までに納付されない納税義務者(納付義務者)に対しての督促状・催告書の出力を行う。 5. 納め過ぎの納税義務者(納付義務者)に対して過誤納処理を行う。 6. 都道府県や関係部署で使用する各種統計情報を作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 宛名情報を照会する。 2. 住登外宛名情報を追加・削除・変更する。 3. 法人宛名情報を追加・削除・変更する。</p> <p>対象者を正確に特定するために保有</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
<p>1. 納付情報ファイル 2. 宛名情報ファイル</p>	
4. 個人番号の利用 ※	

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>■情報照会を実施する 番号法 第19条第8号 別表第二(第27項、45項、82項、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)</p> <p>■情報提供は実施する ・番号法第19条8号、別表第二 第1項,2項,3項,4項,5項,9項,17項,26項,27項,30項,33項,39項,42項,43項,58項,62項,80項,87項,93項,109項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府・総務省令第七号)第1条,2条,3条,4条,5条,8条,19条,20条,22条の2,24条の2,25条,25条の2,31条の2,33条,43条,44条,46条,55条の2 ※別表第二の第17,30の項に係る主務省令は未公布</p>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部収税課
②所属長の役職名	収税課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 納付情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課された住民並びに住登外者の一部
その必要性	地方税及び保険料の滞納整理を行うため
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<p>・識別情報</p> <p>[ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</p> <p>・連絡先等情報</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等)</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</p> <p>・業務関係情報</p> <p>[ ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報</p> <p>[ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="radio"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報</p> <p>[ ] 災害関係情報</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
その妥当性	<p>・その他識別情報:対象者を正確に特定するため</p> <p>・地方税関係情報、医療保険関係情報、介護・高齢福祉関係情報:納付義務者の調定・納付情報を正確に特定するため</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	総務部収税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<p>[ <input type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( )</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( )</p> <p>[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 民間事業者 ( )</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
	[ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ

②入手方法		[ ] 電子メール [ ] 専用線 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 ( )
③使用目的 ※		①收滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会
④使用の主体	使用部署	総務部収税課、課税課、固定資産税課、塩原支所 籌根出張所
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		I 收滞納状況の照会 ・ 納付の状況確認を行なう。 ・ 地方税等の滞納状況を正確に把握し、納付相談に活用する。 II 滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ・ 依頼された実態調査照会文書の回答を作成する。 III 納付書等の返戻 ・ 返戻された督促状や催告書の住所確認を行なう。 IV 口座情報の管理、異動、照会 ・ 口座振替依頼書に基づいて情報の登録等を行う。
情報の突合		
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件
委託事項1		システム保守業務
①委託内容		システム保守業務
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)TKC
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 4 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 3 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1		都道府県知事
①法令上の根拠		番号法別表第二の第28項
②提供先における用途		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報		地方税関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ]

本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税課税対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	求められる度随時	
提供先2	国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法別表第二の第42項	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税課税対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	求められる度随時	
提供先3	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法別表第二の第80項	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	医療保険及び介護保険給付対象者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	求められる度随時	
提供先4	市長村長	
①法令上の根拠	番号法別表第二の第94項	
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	

②提供先における用途	介護保険法による介護給付の支給、地域支援事業の実施への関係情報の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③提供する情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	求められる度随時	
<b>移転先1</b>	市町村長	
①法令上の根拠	番号法別表第二の第27項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	地方税課税対象者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	求められる度随時	
<b>移転先2</b>	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号法別表第二の第42項	
②移転先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
③移転する情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険税課税対象者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙

⑦時期・頻度	求められる度随時
<b>移転先3</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第二の第80項
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療保険料給付対象者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 〇 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	求められる度随時
<b>移転先4</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法別表第二の第94項
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険料給付対象者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 〇 市内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	求められる度随時
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	

<p>保管場所 ※</p>	<p>(庁内で保管)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の入退館管理</li> <li>・サーバ室の入退室管理</li> <li>・サーバラックの鍵管理</li> </ul> <p>(TISCで保管)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。</li> <li>・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイOMETRICS認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。</li> </ul> <p>また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;</p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。</li> <li>・日本国内でのデータ保管を条件としていること。</li> </ul> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
<p>7. 備考</p>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
2. 宛名情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課された住民並びに住登外者の一部
その必要性	業務に際し本人を特定するため
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	対象者を正確に特定するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	総務部収税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 本人又は本人の代理人</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( データ連携 )</li> </ul>
	[ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ

②入手方法		[ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ○ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] その他 ( )
③使用目的 ※		収納事務を行う上で、対象者を正確に特定するため。
④使用の主体	使用部署	総務部収税課、課税課、固定資産税課、塩原支所 籌根出張所
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1. 納付情報と宛名情報を突合して照会を行う。 2. 返戻された督促状や催告書の住所確認を行なう。
	情報の突合	
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件
委託事項1		システム保守業務
①委託内容		システムの保守
②委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		(株)TKC
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満



## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 1. 納付情報ファイル

更新年月日、更新時刻、記録番号、科目コード、会計年度、課税年度、相当年度、通知書番号、種別指定番号、期別、月、個人コード、旧市町村コード、旧通知書番号、旧種別指定番号、調定額、延滞金調定額、督手調定額、退職金調定額、計算前納報奨金、納期限、督促告不要区分、延滞金免除区分、徴収消滅日、納付有無、調定額更正有無、調定額更正年月日、処理区分、収納額、還付額、充当額、延滞金収納額、延滞金還付額、延滞金充当額、督手収納額、督手還付額、督手充当額、退職金収納額、退職金還付額、退職金充当額、前納報奨金、還付加算金、収納年月日、日計年月日、納付額、延滞金納付額、督手納付額、退職金納付額、未納額、延滞金未納額、督手未納額、退職金未納額、過納額、延滞金過納額、督手過納額、退職金過納額、都市計年税額、最小会計年度

### 2. 宛名情報ファイル

処理年月日、処理時刻、個人コード、届出日、異動日、世帯番号、主個人コード、世帯主名、世帯主名カナ、郵便番号、住所コード、行政区コード、番、号、枝、予備、番地サイン、方書、居住市町村コード、居住市町村名、居住住所、電話番号、内線番号、有効フラグ、カナ氏名、漢字氏名、外国人本名、外国人通称名カナ、外国人通称名、生年月日、性別、続柄、住民区分、国籍コード、住民となった事由、住民となった日、非住民事由、非住民日、異動事由、合併前個人コード、合併前世帯番号、旧市町村コード、名称コード

○中間サーバーで保有される特定個人情報(上記と重複する項目を除く)  
情報提供用個人識別符号、団体内統合宛名番号、情報提供等の記録等

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル(収納消込システム) 宛名情報ファイル(統合宛名システム)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・必要なもの以外の特定個人情報を入手しない。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	システムが必要とするデータベースのみアクセスできる構造になっており、その他の事務で使用するデータベースにはアクセスできないよう制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともにIDとパスワードによる認証(又は生体認証など)認証を行っている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ログの記録を行う。</li> <li>・定期的に記録を確認し、不正アクセスがないか点検している。</li> <li>・サーバOSへのログインアクセス権管理</li> <li>・クライアントOSのログインID管理</li> <li>・システムへのログインID管理</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置







<p>その他の措置の内容</p>	<p>&lt;ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置&gt;  ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。  ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置&gt;  ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。  ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。  ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。  ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。  ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。  ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。  ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。  ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている 2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク</p> <p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	年1回以上の職員向け情報セキュリティ研修会を実施。 情報システム部門による内部監査の実施。
10. その他のリスク対策	
<p>&lt;ガバメントクラウドにおける措置&gt;  ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。  ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。  具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部収税課 〒325-8501栃木県那須塩原市共壘社108番地2
②請求方法	那須塩原市個人情報保護条例、那須塩原市個人情報保護条例施行規則による
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部収税課 〒325-8501栃木県那須塩原市共壘社108番地2 電話0287-62-7123
②対応方法	

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年5月20日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月25日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	... ・情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。	左の一文を削除	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 収納消込システム ③ 他のシステムとの接続	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークを削除	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム4 中間サーバー	削除	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の1,27,28,29,42,46の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第25条	削除	事後	改版に伴い情報提供廃止

平成31年4月25日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	情報提供ネットワークシステム	情報提供ネットワークシステムを削除し、紙、庁内連携システムを追加	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	5. 特定個人情報の提供・移転	提供を行っている	提供を行っているのチェックを削除 あわせて別紙からも提供に関する記述を削除	事後	改版に伴い情報提供廃止
平成31年4月25日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続	接続しない(提供)はチェックしていない	接続しない(提供)にチェックし、リスクを削除	事後	改版に伴い情報提供廃止
令和2年5月8日	1. ②事務の内容	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。	・地方税法等の規定に則り、 個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。	事後	項目の見直し
令和2年5月8日	4. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一の第16,59,68,94項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項	事後	項目の見直し

令和4年2月2日	1. ①事務の概要	<p>・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻</p>	<p>・地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会</p>	事前	項目の見直し
令和4年2月2日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	2総合窓口システム	削除	事後	システム自体の廃止
令和4年2月2日	2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	3統合宛名システム	2統合宛名システム	事後	総合窓口システム廃止に伴い番号繰上
令和4年2月2日	I. 4. 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項</p> <p>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第16,30,59,68項</p> <p>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第16条、第24条、第46条、第50条</p>	事前	項目の見直し

令和4年2月2日	I. 5. ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 情報照会を行わない</p> <p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条7号、 別表第二 第1項,2項,3項,4項,5項,9項,17項,26項,27項,30項,33項,39項,42項,43項,58項,62項,80項, 87項,93項,109項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府・ 総務省令第7号)第1条,2条,3条,4条,5条,8条,19条,20条,22条の2,24条の2,25条,25条の2,31条の2,33条,43条,44条,46条,55条の2 ※別表第二の第17,30の項に係る主務省令は未公布</p>	<p>■情報照会を実施する 番号法 第19条第8号 別表第二(第27項、45項、82項、94項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)</p> <p>■情報提供は実施する ・番号法第19条8号、 別表第二 第1項,2項,3項,4項,5項,9項,17項,26項,27項,30項,33項,39項,42項,43項,58項,62項,80項, 87項,93項,109項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府・ 総務省令第7号)第1条,2条,3条,4条,5条,8条,19条,20条,22条の2,24条の2,25条,25条の2,31条の2,33条,43条,44条,46条,55条の2 ※別表第二の第17,30の項に係る主務省令は未公布</p>	事前	項目の見直し
令和4年2月2日	II-1. 3. ③使用目的 ※	①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会 文書の回答依頼 ③納付書等の返戻	①収滞納状況の照会 ②滞納者の実態調査照会 文書の回答依頼 ③納付書等の返戻 ④口座情報の管理、異動、照会	事前	項目の見直し

令和4年2月16日	II. 3. ⑤使用方法 ※	<p>I 収滞納状況の照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納付の状況確認を行なう。</li> <li>・ 地方税等の滞納状況を正確に把握し、納付相談に活用する。</li> </ul> <p>II 滞納者の実態調査照会文書の回答依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼された実態調査照会文書の回答を作成する。</li> </ul> <p>III 納付書等の返戻</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返戻された督促状や催告書の住所確認を行なう。</li> </ul>	<p>I 収滞納状況の照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納付の状況確認を行なう。</li> <li>・ 地方税等の滞納状況を正確に把握し、納付相談に活用する。</li> </ul> <p>II 滞納者の実態調査照会文書の回答依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 依頼された実態調査照会文書の回答を作成する。</li> </ul> <p>III 納付書等の返戻</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返戻された督促状や催告書の住所確認を行なう。</li> </ul> <p>IV 口座情報の管理、異動、照会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口座振替依頼書に基づいて情報の登録等を行う。</li> </ul>	事前	項目の見直し
令和4年2月16日	II-1. 6保管場所 ※	<p>・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。</p> <p>・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイOMETRICS認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。</p> <p>また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。</p>	<p>(庁内で保管)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の入退館管理</li> <li>・サーバ室の入退室管理</li> <li>・サーバラックの鍵管理</li> </ul> <p>(TISCで保管)</p> <p>・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。</p> <p>・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイOMETRICS認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。</p> <p>また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。</p>	事前	項目の見直し

令和4年2月16日	II-1.5 ※移転先	移転先3 番号法別表第二の第94項に関すること	番号法別表第二の第80項に関することを移転先3に記載 番号法別表第二の第94項に関することを移転先4に記載	事前	項目の見直し
令和4年2月16日	II-2.3④使用の主体 使用者数	10人以上50人未満	50人以上100人未満	事前	項目の見直し
令和4年2月16日	II-2.6保管場所 ※	<p>・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。</p> <p>・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイOMETRICS認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。</p> <p>また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。</p>	<p>(庁内で保管)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の入退館管理</li> <li>・サーバ室の入退室管理</li> <li>・サーバラックの鍵管理</li> </ul> <p>(TISCで保管)</p> <p>・情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格、ISO/IEC 27001に準拠したデータセンターにおいて保管している。</p> <p>・データセンターの扉の開閉にはICカードが必要で、特にサーバ室への入退室はバイOMETRICS認証の1つである手のひら静脈認証システムを採用している。</p> <p>また、不正侵入を防止するため、窓ガラス破壊センサーや、立入に反応する赤外線センサー、監視カメラを装備している。</p>	事前	項目の見直し

<p>令和4年2月16日</p>	<p>(別添1)ファイル記録項目</p>	<p>1. 納付情報ファイル  更新年月日、更新時刻、記録番号、科目コード、会計年度、課税年度、相当年度、通知書番号、種別指定番号、期別、月、個人コード、旧市町村コード、旧通知書番号、旧種別指定番号、調定額、延滞金調定額、督手調定額、退職金調定額、計算前納報奨金、納期限、督促告不要区分、延滞金免除区分、徴収消滅日、納付有無、調定額更正有無、調定額更正年月日、処理区分、収納額、還付額、充当額、延滞金収納額、延滞金還付額、延滞金充当額、督手収納額、督手還付額、督手充当額、退職金収納額、退職金還付額、退職金充当額、前納報奨金、還付加算金、収納年月日、日計年月日、納付額、延滞金納付額、督手納付額、退職金納付額、未納額、延滞金未納額、督手未納額、退職金未納額、過納額、延滞金過納額、督手過納額、退職金過納額、都市計年税額、最小会計年度</p> <p>2. 宛名情報ファイル  処理年月日、処理時刻、個人コード、届出日、異動日、世帯番号、主個人コード、世帯主名、世帯主名カナ、郵便番号、住所コード、行政区コード、番、号、枝、予備、番地サイン、方書、居住市町村コード、居住市町村名、居住住所、電話番号、内線番号、有効フラグ、カナ氏名、漢字氏名、外国人本名、外国人通称名カナ、外国人通称名、生年月日、性別、続柄、住民区分、国籍コード、住民となった事由、住民となった日、非住民事由、非住民日、異動事由、合併前個人コード、合併前世帯番号、旧市町村コード、名称コード、個人番号</p>	<p>1. 納付情報ファイル  更新年月日、更新時刻、記録番号、科目コード、会計年度、課税年度、相当年度、通知書番号、種別指定番号、期別、月、個人コード、旧市町村コード、旧通知書番号、旧種別指定番号、調定額、延滞金調定額、督手調定額、退職金調定額、計算前納報奨金、納期限、督促告不要区分、延滞金免除区分、徴収消滅日、納付有無、調定額更正有無、調定額更正年月日、処理区分、収納額、還付額、充当額、延滞金収納額、延滞金還付額、延滞金充当額、督手収納額、督手還付額、督手充当額、退職金収納額、退職金還付額、退職金充当額、前納報奨金、還付加算金、収納年月日、日計年月日、納付額、延滞金納付額、督手納付額、退職金納付額、未納額、延滞金未納額、督手未納額、退職金未納額、過納額、延滞金過納額、督手過納額、退職金過納額、都市計年税額、最小会計年度</p> <p>2. 宛名情報ファイル  処理年月日、処理時刻、個人コード、届出日、異動日、世帯番号、主個人コード、世帯主名、世帯主名カナ、郵便番号、住所コード、行政区コード、番、号、枝、予備、番地サイン、方書、居住市町村コード、居住市町村名、居住住所、電話番号、内線番号、有効フラグ、カナ氏名、漢字氏名、外国人本名、外国人通称名カナ、外国人通称名、生年月日、性別、続柄、住民区分、国籍コード、住民となった事由、住民となった日、非住民事由、非住民日、異動事由、合併前個人コード、合併前世帯番号、旧市町村コード、名称コード</p> <p>○中間サーバーで保有される特定個人情報(上記と重複する項目を除く)  情報提供用個人識別符号、団体内統合宛名番号、情報提供等の記録等</p>	<p>事前</p>	<p>項目の見直し</p>
------------------	----------------------	---	--	-----------	---------------

令和4年2月15日	Ⅲ. 5	未記載	<収納消込システムのソフトウェアにおける措置 >等を追記	事前	項目の見直し